

令和2年5月22日

保護者の皆様へ

佐那河内保育所
濱本 富美子

保育所登所自粛依頼の解除のお知らせ

5月14日政府は、新型コロナウイルス特別措置法に基づき徳島県を含む39県を対象に緊急事態宣言の解除が決定されました。このことを受け、保育所でも登所自粛のお願いを解除させていただきます。

これまで、登所自粛をして下さっていた皆様、ありがとうございました。また、保育所に通所されていた方々も、感染症の拡大予防のため、検温や手洗い、そしてマスク着用などご配慮下さいまして感謝いたします。皆様のご協力のおかげで、子ども達もいつもと変わらず元気に過ごしています。しかしこの間保育所では、自粛をして下さっていた子ども達もおりましたので、行事の中止や時間の短縮化そして、誕生会も延期していました。

これからも、解除後の感染急増を防ぐため、引き続き検温やマスク着用、手洗いなどを基本とした「新しい生活様式」を踏まえながら、行事についても3密の回避などを考慮しつつ徐々に取り組んでいきたいと思えます。また、日増しに暑くなって来ていますので、熱中症対策も合わせて考えていかなければと思っています。そのため、熱中症に罹る危険性が高まっている蒸し暑い日中の屋外等で、職員のマスクの着用を控えさせていただくこともあることをご了承下さい。どうかご理解、ご協力の程、よろしく願いいたします。